

新 旧 対 照 表

新			旧		
津都市計画区域区分の変更（三重県決定）			津都市計画区域区分の変更（三重県決定）		
都市計画区域区分を次のように変更する。			都市計画区域区分を次のように変更する。		
1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり」			1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり」		
2. 人口フレーム			2. 人口フレーム		
年 次 区 分	令和 2 年 (基準年)	令和 12 年 (基準年の 10 年後)	年 次 区 分	平成 22 年 (基準年)	平成 32 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	212 千人	199 千人	都市計画区域内人口	220 千人	212 千人
市街化区域内人口	163 千人	153 千人	市街化区域内人口	173 千人	167 千人
配分する人口	—	153 千人	配分する人口	—	165 千人
保留する人口	—	—	保留する人口	—	2 千人
(特定保留)	—	—	(特定保留)	—	—
(一般保留)	—	—	(一般保留)	—	2 千人

※人口フレームの変更について

今回の区域区分の変更においては、非住居系（工業系）での市街化区域編入であることから、本来、計画書の人口フレームについては変更が生じないものであるが、令和 3 年 2 月 26 日に変更を行った都市計画区域マスタープランへの整合を図るため、人口フレームについてもこれらを反映した内容を記載することとする。